

平成27年9月30日裁決

主文

後記「理由」欄の第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣の委任を受けた日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、昭和○年○月○日から昭和○年○月○日までの期間(以下「本件期間」という。)、請求人がA(以下「A」という。)の配偶者であって、主としてAの収入により生計を維持する者であったとして、国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号。以下「平成16年改正法」という。)附則第21条の規定による国民年金第3号被保険者該当(記録整備)届及び国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録届(以下、併せて「本件届」という。)を提出した。

2 機構は、本件届を受け、平成○年○月○日付で、請求人に対し、「国民年金法第7条第1項第3号に定める第3号被保険者に該当しないため。(第2号被保険者の配偶者により主として生計を維持していることが確認できないため。)」として、請求人は第3号被保険者に該当しない旨の通知(以下、この通知を「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「第2号被保険者」とい

う。)の配偶者であって、主として第2号被保険者の収入によって生計を維持するもの(第2号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。)のうち20歳以上60歳未満のものは、第3号被保険者とされ、第3号被保険者としての被保険者期間は保険料納付済期間とされる(国民年金法(以下「国年法」という。)第5条第2項及び第7条第1項参照)。また、第3号被保険者であった者は、平成17年4月1日前の第3号被保険者としての被保険者期間であって、平成16年改正法による改正前の国年法附則第7条の3の規定により国年法第5条第2項に規定する保険料納付済期間に算入されない期間について厚生労働大臣に届け出ることができ、当該届出が行われたときは、届出が行われた日以後、届出に係る期間は保険料納付済期間に算入される(平成16年改正法附則第21条第1項及び第2項参照)。

そして、国年法第12条第5項は、「第3号被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項・・・を厚生労働大臣に届け出なければならない。」と規定し、厚生労働省令である国年法施行規則第1条の2は、その第2項で、「法第12条第5項の規定による第3号被保険者・・・の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から14日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を日本年金機構に提出することによって行わなければならない。」とし、第3項で、「前2項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。」とした上、同項の第2号で、「第3号被保険者の資格の取得の届出を行う者にあつては、次に掲げる書類 イ 配偶者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 ロ 主として配偶者の収入により生計を維持していることを明らかにすることができる書類」と規定している。

また、被扶養配偶者の認定については、具体的には、第3号被保険者として

の届出に係る者（以下「認定対象者」という。）が以下の基準のいずれかを満たす場合に、被扶養配偶者として認定するとされている（国年法施行令第4条及び「国民年金法における被扶養配偶者の認定基準について」（昭和61年3月31日庁保発第13号社会保険庁年金保険部長通知）（以下「被扶養配偶者認定基準」という。））。

(1) 認定対象者が第2号被保険者と同一世帯に属している場合

ア 認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては180万円未満。以下同じ。）であって、かつ、第2号被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養配偶者に該当するものとする。

イ アの条件に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入が130万円未満であって、かつ、第2号被保険者の年間収入を上回らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該第2号被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養配偶者に該当するものとして差し支えないこと。

(2) 認定対象者が第2号被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が130万円未満であって、かつ、第2号被保険者からの援助による収入額より少ない場合には、原則として被扶養配偶者に該当するものとする。

さらに、「年間収入」とは、認定対象者が被扶養配偶者に該当する時点での恒常的な収入の状況により算定することとされ、一般的には、前年の収入によって現在の状況を判断しても差し支えないが、この場合は、算定された年間収入が今後とも同水準で得られると認められることが前提とされている。

また、収入の算定に当たり、「恒常的な収入」には、恩給、年金、給与所得、傷病手当金、失業給付金、資産所得等の収入で、継続して入るもの（又はその予定のもの）がすべて含まれるとされている（「国民年金法における被扶養配偶者の認定基準の運用について」（昭和61年4月1日庁保発第18号社会保険庁年金保険部国民年金課長通知）参照）。

2 本件の場合、請求人が被扶養配偶者認定基準を満たしていたことを認定することができるかが問題となる。同認定基準は、認定のための資料については、特にこれを限定していないが、1に示したように、国年法施行規則は、第3号被保険者の資格の届出を行うに当たっては、「主として配偶者の収入により生計を維持していることを明らかにすることができる書類」（以下「3号適格資料」という。）を添えなければならないとしており、この点について、「国民年金第3号被保険者に関する届出に係る事務の取扱いについて」（平成14年1月28日庁保発第3号）及び「国民年金法の一部を改正する法律等の施行に伴う実施事務の取扱いについて」（平成17年3月29日庁保発第0329004号）（以下、併せて「事務取扱い」という。）によれば、資格取得（種別変更）等の年月日が届出年月日から30日を超えて遡及する場合は、被扶養配偶者であったことの事実確認は、原則として、①第2号被保険者を使用する事業主の証明、②第2号被保険者に係る医療保険者の証明書、③所得税の控除対象配偶者であることが記載された源泉徴収票、④又はこれに準ずるもののいずれかをもって行うこととされている。

また、相当期間過去に遡る第3号被保険者該当の届出については、「第3号被保険者期間中に、短期のパートなどで知らぬ間に事業主が厚生年金保険の得喪について届出を行っており、事業主がこれらの通知を怠ったために本人にその認識

が無い場合や、配偶者の転職によって短期間に種別変更が繰り返され、届出に関する認識がなかった場合など、明らかに第3号被保険者であったと推測されるような場合は、現時点において整えられる課税証明書や源泉徴収票などのほか、戸籍、住民票、本人の申立、第三者の証明、過去の種別変更の状況等から総合的に判断して認定を行うとされている（平成17年4月28日社会保険庁運営部医療保険課課長補佐ほか事務連絡）（以下「事務連絡」という。）。

3 そこで、本件について検討するに、本件記録中の筆頭者をAとする改製原戸籍謄本、母子健康手帳の一部の写し2通、平成〇年〇月〇日現在のAに係る加入記録についての被保険者記録照会回答票、〇〇年金事務所職員作成に係る本件の経過に関して記載された書面、請求人及びAについての各被保険者記録照会及び本件手続の全趣旨によれば、次の各事実を認めることができる。

(1)～(5) (略)

4 以上によれば、本件期間において、請求人は、第3号被保険者に該当するというべきであり、これと相違する原処分は相当でないので、取り消すこととして、主文のとおり裁決する。